

## 第28回世田谷区農業委員会総会

日：令和元年11月22日（金）

場所：三軒茶屋分庁舎 5階会議室

## 第28回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和元年11月22日（金）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、高橋敏昭、上野博、永井潔、  
田中光男、荏部嘉也、佐藤治雄、渡邊武彦、三田浩司、山崎義清、池亀宏、  
橋本隆男、高橋良治、田中宏和、森安一、佐藤満秀、山崎節彌、岡本のぶ子、  
真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主  
事 関智秋

午後3時開会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、第28回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

○高橋会長 今日は欠席はおりません。全員出席されておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、渡邊武彦委員と三田浩司委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

今回は(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条はありません。農地法第5条が2件ございます。

それでは、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.1-1をご覧ください。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号31-5-16。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.1-2に移らせていただきます。受付番号31-5-17。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 では、ないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが5件ございます。

それではまず、相続納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました高橋敏昭委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(敏)委員 11月14日に事務局2人と行ってきました。

〇〇さんに話を聞きまして、畑にはネギ、ニンジン、メキャベツ、ブロッコリー、ハクサイがありました。あと、ハウスの中はコマツナがまいてありました。販売先は、自宅の自動販売機とファーマーズマーケットに持って行くそうです。その他、学校給食にも出しているそうです。忙しいときは〇〇さんと〇〇さんが袋詰めを手伝っているそうです。亡くなられた〇〇さんは2年前からご病気のため自宅で療養していたそうです。肥培管理は良好です。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたら、また、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。5件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を説明願います。

○事務局 では、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1件目を説明させていただきます。資料はNo.3-1になりますのでご覧いただければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 調査されました高橋敏昭委員、結果の報告をお願いいたします。

○高橋（敏）委員 11月14日、事務局2人と行ってきました。

○○さんに話を聞きまして、畑にはイチジク、ダイコン、ソラマメ、アスパラガス、ブルーベリー、カキ、コマツナ、ハウレンソウ等を作っていました。販売はファーマーズマーケットに出しているそうです。草も生えていなくて、肥培管理は良好でした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○高橋会長 それでは、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○佐藤（治）委員 11月18日に事務局2名と調査をしてまいりました。

○○さんにいろいろお話を伺いまして、○○さんと○○さんの2人でやっていると。大変広い畑ですが、○分の○がクリで、○分の○がヒメシャラとホンシャラの植木が植わっておりました。クリは大体毎年買ってくれる人が決まっていて、それでほとんど売ってしまうということでございます。それとあと、庭先で売るという話でございます。植木の方は、買いに来てくれる人がいたら売る、そういう感じです。畑の方は綺麗でございました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○高橋会長 それでは、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、調査されました田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

○田中(宏)委員 11月15日に事務局2名と畑の方に行ってきました。申請者ご本人立ち会いのもと、お話を聞いてまいりました。

農業経営は、ご本人、そして〇〇さん、〇〇さん、3人でやられているということです。この畑の半分がブドウ畑になっていまして、残り半分が露地野菜です。ネギ、ダイコン、ハクサイ、コマツナが現在植わっております。こちらの販売は直売ということです。肥培管理もとても綺麗でした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。では、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました上野博委員、結果の報告をお願いいたします。

○上野委員 11月18日に事務局の2名と、〇〇さん立ち会いのもと現地を見てまいりました。

実際、今管理されているのは〇〇さんと〇〇さんの2名でやられているそうです。この畑は植木のストック場です。実際見てみると、これは当然、下の肥培管理から、雑草なんかもありませんが、植木も全部形がちゃんと整っていて、そのまま出せる状態で綺麗に立っています。ただ、販売を伺ったところ、あくまでもなじみの植木屋さんが買うので、私どもがやっているような庭先販売と違って、毎日売れるとかではなくて、あくまで注文を受けてから出すという形なので、最近はちょっと売れ行きがよくないとおっしゃっていました。管理は非常にいい状態でした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。では、証明書を発行することといたします。

次に、5件目の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました渡邊委員、結果の報告をお願いいたします。

○渡邊委員 11月15日に事務局2名と、相続人の〇〇さんにお会いして調査してまいりました。

農業経営は〇〇さん、さらに〇〇さん2名で行っているということで、〇〇さんは販売時の簡単な作業程度で、ほとんどは〇〇さんが行われているということでした。この畑はクリ畑なんですけれども、クリは自宅で庭先販売を行っているとのことでした。肥培管理

も良好で、ちょうど伺ったときには下草はきれいに処理されている状況でした。

1点、今回が相続後初回の調査なのですが、相続時にはなかったものとして、軽トラの駐車スペースとして、砂利を敷きましてブロックで土留めされています。ブロックが3段積みぐらい、ちょうど軽トラ1台プラスアルファぐらいのスペースなんですけれども、税務署にはまだ届け出等、相談も行ってないということでしたので、今後また税務署の調査等が入った場合には、指示に従って検討して下さいということをお伝えしました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和2年1月の総会日程(案)について協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4、令和元年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧下さい。

今回の総会開催日時につきましては、12月26日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

令和2年1月の開催日時につきましては、1月30日木曜日午後4時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室の予定となっております。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、1月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。



(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 では、原案のとおりと決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。

資料はNo.5-1とNo.5-2の2件でございます。

これらにつきましては、前回10月31日に開催されました第27回農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について、農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。翌開庁日の11月1日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買い取り申し出はなしという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

続きまして、資料No.5-2に移らせていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 何かご質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、この件は終了といたします。

次に、(3)の一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦についてを協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6をご覧ください。『農業功労者表彰』候補者の推薦についてでございます。

農業功労者表彰について説明させていただきますと、世田谷区農業委員会の支援組織であります東京都農業会議にて定められた制度でございます。地域の農業が地域の住民に新鮮な食料や潤いのある緑を提供するとともに、防災や教育へのかかわり等、多面的な役割を果たしている中、地域農業に尽力されてきた農業者の方に感謝の意を表するため、その功労に対し感謝状が贈られるものでございます。

平成17年度より実施されている本表彰において、農業功労者感謝状細則に候補者の推薦

は各区市町村から1名となっているため、世田谷区農業委員会においては毎年1名ずつ、J A東京中央千歳管轄、J A世田谷目黒管轄、J A東京中央砧管轄の順にご推薦をいただいております。今年度は、J A東京中央砧からご推薦いただいております。なお、表彰につきましては、来年2月20日木曜日に昭島市にて開催される第61回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されることとなっております。推薦内容につきましては、裏面にてご確認いただければと思います。

以上でございます。

○高橋会長 質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、この件は終了といたします。

協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(9)について、事務局から報告願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。11月10日に開催されました第129回世田谷の花展覧会及び11日に開催されました第49回世田谷区農業祭の特別賞入賞者の報告でございます。

花展覧会における出品点数は344点、農業祭における出品点数は329点でございました。ご出品いただいた農業委員の皆様、ありがとうございました。今回受賞された皆さんにおかれましては、12月12日木曜日に三軒茶屋キャロットタワースカイキャロットにて開催される表彰式にて表彰されることとなっており、世田谷区農業委員会会長賞につきましては高橋会長から授与いただく予定でございます。来年は4月に花展覧会、6月に夏季農産物品評会が開催される予定でございますので、引き続きのご出品にご協力をお願いいたします。

続きまして、資料No.8に移らせていただきます。(2)の「企業的農業経営顕彰」受賞者の決定についてでございます。

こちらにつきましては、本年8月に開催されました農業委員会総会におきまして、第59回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について、各J Aご協力のもと、委員の皆様にご協議いただいた上で東京都農業会議に推薦した結果、資料No.8にありますとおり受賞者が決定いたしましたのでご報告させていただきます。なお、受賞された方につきましては、来年2月20日、昭島市にて開催される第61回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて表彰

されることとなっておりますので、合わせてご報告させていただきます。

続きまして、資料No. 9に移らせていただきます。令和元年度世田谷区認定農業者及び認証農業者のご報告でございます。

世田谷区においては、みずから農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に営農に取り組む農業者を今後の区内農業の牽引役となる認定農業者、または認証農業者として位置づけ、支援しております。

認定農業者、認証農業者の違いにつきましては、簡単に申し上げますと、認定農業者につきましては、国の農業経営基盤強化促進法に基づいて設定されており、5年後の農業所得目標が300万円以上であること、また、認証農業者につきましては、区が独自に認証している農業者であり、5年後の農業所得の目標が200万円以上300万円未満であることが挙げられます。平成21年度から本制度が始まった中で、今回につきましては、平成26年度より認定もしくは認証を受けて5年満期を迎え、改めて認定もしくは認証を受けようとする農業者、今回新たに認定もしくは認証を受けようとする農業者を含め、広くご案内させていただいたところでございます。

このたび、認定農業者につきましては15経営体20人の申請があり、認証農業者につきましては12経営体13人の申請があったところでございます。申請いただいた農業改善経営計画書をもとに、11月7日に開催されました審査会においては、農業委員会会長である高橋会長には審査会会長として、宍戸職務代理には審査会副会長としてご審査をいただきました。なお、今回認定農業者になられた皆様におかれましては、12月12日に開催される交付式において認定書が授与されることとなっております。最後に、今回の結果を反映しますと、区内における認定農業者は55経営体80名、認証農業者につきましては33経営体44名になりますことを合わせてご報告させていただきます。

続きまして、資料No. 10に移らせていただきます。2種類のふれあい農園の開催案内でございます。1種類目は「ちょっとおしゃれな花の寄せ植えづくり」の開催について、2種類目は「世田谷いちご熟でいちご狩り」の開催についてでございます。詳細については資料にてご確認いただければと思います。

続きまして、資料No. 11に移らせていただきます。農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについてのご案内でございます。こちらは羽根木体験農園ほか4園にて開催されます。詳細につきましては、資料のとおりでございます。

続きまして、資料No. 12に移らせていただきます。黄色の色紙に両面刷りの資料ござい

ます。女性農業者セミナー農業視察・見学バスツアーの開催について、主催者であります東京都農業会議より参加者募集のご案内がございましたので、ご紹介させていただきます。

内容は、ご案内のとおりです。お知り合いの女性農業者の方でご興味がありそうな方がいらっしゃいましたら、お声がけいただければと思います。

続きまして、資料No. 13に移らせていただきます。2020年の農林業センサスの実施についての情報提供でございます。

農林水産省所管の調査で、我が国の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に反映するための調査が農林業センサス調査でございます。5年ごとに、農林業を営んでいる全ての農家や林家、法人等を対象に調査を実施しているものでございます。2020年農林業センサスの調査期間につきましては、お手元に配付した資料では来月の12月中旬から令和2年2月末とありますが、世田谷区では来年の1月中旬以降に農業者の皆様のところへ調査員が訪問して調査票に経営状況等の記入をお願いする予定ですので、ご協力をお願いいたします。

続きまして、資料No. 14に移らせていただきます。都内産農産物等の放射性物質検査の結果の報告でございます。今回は10月31日、11月14日、21日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象になっておりませんので、参考程度にとどめていただければと思います。

続きまして、(9)都市農地保全に関するJAとの連携協定についてでございます。こちらについては、口頭のみ報告とさせていただきます。

皆様ご存じのとおり、国が都市農地を宅地化すべきものから都市にあるべきものへと方向転換したことから、農地保全に関する法改正が行われてきたところでございます。それを適切に運用していくためには、区内に2つある農協、東京中央農協並びに世田谷目黒農協とのさらなる連携が必要であると感じているところであり、区と農協の双方が所有する生産緑地台帳等の情報共有をしていきたいと考え、調整を進めているところでございます。今後の予定としましては、12月に情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行う等、庁内の手続を踏んだ上で今年度中に協定書の締結を行っていきたいと考えております。なお、協定書の内容につきましては、東京中央農協並びに世田谷目黒農協にもご確認をいただいているところでございます。

報告事項につきましては以上でございます。

○高橋会長 全部報告していただきましたが、質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 なければ、この件につきましては終了といたします。

続きまして、次第7のその他の事項に移ります。

では、事務局から報告願います。

○事務局 では、次第の裏面の7、その他の事項の令和元年台風19号等災害義援金の募集について報告いたします。資料No.15でございます。

このたびの台風19号並びにその前後に発生した台風15号、17号等の災害において、国内の広範囲で多大な被害が発生したことに対し、農業委員会系統組織として、被災した農業者等の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、全国農業会議所において義援金の募集活動が実施されましたことをご報告いたします。

実施期間につきましては、当面、令和元年11月11日から12月20日まで、実施方法につきましては、個人による送金を基本とし、1口1000円にて指定口座に送金することとなっております。詳細は添付資料をご確認いただければと思います。なお、義援金額等の活動結果につきましては、全国農業新聞等を通じての報告となりますことを合わせてご報告いたします。

以上でございます。

○高橋会長 この義援金につきましては任意ですよ。よろしく願いいたします。本当に今年は災害が、台風がとんでもない、関東地方から東北地方にかけて、今までなかったようなことが起きましたので、大変な思いをしている人がこの世田谷管内でもたくさんいらっしゃると思いますので、その辺もお考えいただいた上、よろしく願いいたします。

それでは、本日の予定案件は全て終了いたしました。

全般的にご意見、ご質問がありましたらご発言願いたいんですが。

○高橋(良)委員 最後の義援金なんですけれども、個人ではなく、例えばまとめてやってもらおうとか、そういうのはできないですか。

○事務局 今回、義援金を全国農業会議所が始めましたというご案内ではあるのですが、義援金ですとか支援金を既にもう始められている団体さんもありますし、各委員の皆様におかれましても、いろいろな手法でもう既に寄附されている方等もいらっしゃるかもしれないので、基本的には、この通知にもありますとおり、個人による送金を基本とさせていただいておりますので、このとおりでお願いしたいというところでございます。

○高橋会長 農協でもやっていますから、理事さんをお願いしたりして、いろんなところでご寄附をしていただいている場合があると思います。皆さんで集めるとなると強制になってしまうものね。それはなるべく避けたいと思いますので。

ほかにありますか。よろしいですか。それでは、ないようですので本日の農業委員会総会を終了いたします。

宍戸会長職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者 あいさつ)

午後 3 時 41 分閉会